

午前・午後 時 分受付

取扱：□本庁

こすると消えるペンは使用しないでください。

□

補記 あり・なし

婚姻届

受理 令和 年 月 日
第 号

令和 年 月 日届出

受付	書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知
----	------	------	------	-----	----	-----	----

福島県郡山市長

(1)	氏名	夫になる人		妻になる人	
		氏名	氏名	氏名	氏名
(2)	住所	夫		妻	
		番地番号	番地番号	番地番号	番地番号
(3)	本籍	夫		妻	
		番地番号	番地番号	番地番号	番地番号
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	父	続柄男	父	続柄女
		母		母	
		養父	続柄養子	養父	続柄養女
		養母		養母	
(5)	同居を始めたとき	昭和・平成・令和 年 月			
		〔結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください〕			
(6)	初婚・再婚の別	初婚	再婚	初婚	再婚
		〔死別 昭和・平成・令和 年 月 日〕	〔離別 年 月 日〕	〔死別 昭和・平成・令和 年 月 日〕	〔離別 年 月 日〕
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6.仕事をしている者のいない世帯			
		(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
(8)	夫妻の職業	夫の職業		妻の職業	
その他					
届出人署名(※押印は任意)		夫	印	妻	印

夫	□免 □旅 □マ □その他 □無
不受理	□有 □無
通知	□要 □不要
妻	□免 □旅 □マ □その他 □無
不受理	□有 □無
通知	□要 □不要
使者	□免 □旅 □マ □その他 □無

氏のかわる方は、婚姻前の氏(旧姓)で署名してください。

□新本籍確認済 □夫 同日転居・転入
 □新本籍は街区符号 □妻 同日転居・転入
 □未挙式未同居

住定年月日	夫	S・H・R	年 月 日
	妻	S・H・R	年 月 日

(届出する人は、記入の必要はありません。)

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。
 その日が日曜日や祝日でも届けることができます。

◎ 証人は婚姻の事実を知っている成人の方2人が必要です。必ず自署してもらってください。

証人	
署名(※押印は任意)	印
生年月日	大正・昭和 年 月 日 平成・西暦
住所	番地番号 (方書)
本籍	番地番号

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
 1 台湾
 2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
 外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつけられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
 内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

●署名は必ず本人が自署してください。

◆住民異動届について◆
 住所が変わる人は、別に住民異動届(転入届、転居届、世帯変更届など)の手続きが必要となります。
 婚姻届と同時に住民異動届を出すときは、「住所(2)欄」に新住所を記入してください。
 市外からの転入の人は、旧住所地の市町村からの転出証明書を御持参ください。
 なお、閉庁日(土・日曜日、祝日等)や時間外は住民異動届は受付できませんので後日届出願います。

日中連絡のとれるところ

電話 夫 () 妻 ()
 自宅 勤務先 携帯 自宅 勤務先 携帯

